

定 款

8

(社)静岡県臨床工学科技士会 定款



一般社団法人静岡県臨床工学技士会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人静岡県臨床工学技士会と称する。

(主たる事務所)

第2条

1. 当法人は、主たる事務所を静岡県沼津市に置く。
2. 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、臨床工学技士の連携交流を深め、学術技能の研鑽、並びに資質の向上に努め、今日将来においての静岡県の福祉、医療技術の進歩発展、学術文化の向上に寄与することを目的とする。

8

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 臨床工学に関する研究発表会、学術講演会、学術セミナー等の開催
2. 臨床工学に関する技術の教育、啓発活動
3. 臨床工学に関する技術の安全性と標準化に関する活動
4. 会誌およびその他の関連刊行物の発行
5. 関連団体、諸団体との協力、協調活動
6. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般法人法という)上の社員とする。

1. 正会員 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第3条による臨床工学技士の免許を有する者で、当法人の目的に賛同して入会した個人
2. 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
3. 名誉会員 当法人の目的に賛同し、会長の推薦に基づき理事会において承認された専門知識を有する個人

(入会)

第8条

1. 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となることができる。
2. 第12条により退会となった者は、その年度から3年間は再入会できないものとする。
ただし、特別な理由により再入会を申し出た場合に、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
3. 前項により入会する者は、入会時に退会時滞納会費を完納しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条

1. 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は、入会金及び会費を納入することを要しないものとする。
2. 静岡県以外の都道府県の臨床工学技士会に加入していた者が、静岡県に移動して本法人に入会する場合は、入会金は免除する。
3. 入会金及び会費を変更するについては、社員総会の決議をする。

(会員の権利・義務)

第10条

1. 正会員は、次の権利を有し、義務を負う。
 - ①社員総会への出席及び発議、議決をすること。
 - ②役員となること。
 - ③本法人が主催、共催、後援する会議、催しなどの通知及び本法人の発行する刊行物の受領、刊行物への投稿
2. 賛助会員は、次の権利を有する。
 - ①本法人が主催、共催、後援する会議、催しなどの通知及び本法人の発行する刊行物の受領、刊行物への投稿
 - ②本法人が主催、共催、後援する展示会への出展
 - ③本法人の発行する刊行物への広告の掲載

(任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- ①この定款その他の規則に違反したとき。
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 会費の納入が継続して2年以上なされなかつたとき。
- ② 当該会員が死亡、失踪、又は団体が解散したとき。
- ③ 当法人が解散したとき。
- ④ 正会員が臨床工学技士の免許を失つたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条

1. 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

8

第3章 社員総会

(種類)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第16条

1. 社員総会は、正会員をもって構成する。
2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を議決する。

- ① 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- ② 会員の除名
- ③ 役員の選任及び解任
- ④ 役員の報酬の額又はその規定
- ⑤ 各事業年度の決算報告
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- ⑧ 解散
- ⑨ 合併並びに事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- ⑩ 理事会において社員総会に付議した事項

前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第18条

1. 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
2. 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
 - ② 総正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - ③ 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第19条

1. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
2. 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第20条　社員総会の議長は、総会に出席している役員を除く正会員の中から選出する。

(定足数)

第21条　社員総会は、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第22条

1. 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
 - ⑥ その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第23条 やむを得ない理由により社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議したものは、出席者とみなす。

(決議、報告の省略)

第24条

1. 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
2. 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条

1. 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - ① 日時
 - ② 正会員の現在員数
 - ③ 出席した正会員数及び出席者の氏名
 - ④ 審議事項及び議決事項
 - ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
2. 議長、出席した理事及びその他の議事録署名人は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員等

(役員)

第26条

1. 当法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 12名
 - ② 監事 2名
2. 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、1名を副会長とする。

(選任等)

第27条

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
3. 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
4. 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者であり理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第28条

1. 会長は当法人を代表し、その業務を統括、執行する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 理事は、当法人の業務一般について審議決定する。

(監事の職務権限)

第29条

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第26条に定める定数に足らなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、理事を解任する場合は、出席正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならず、また、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。いずれの場合も、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第32条

1. 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。
2. 理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第33条

1. 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - ①自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - ②自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - ③当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第34条

1. 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。
2. 顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
3. 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
4. 顧問は、会長の諮詢に応え、会長に対し意見を述べることができる。また、理事会に出席して助言を与えることができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条

1. 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - ①社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - ②規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - ③前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - ④理事の職務の執行の監督
 - ⑤会長、副会長及び事務局長の選定及び解職
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - ①重要な財産の処分及び譲受け
 - ②多額の借財
 - ③重要な使用人の選任及び解任
 - ④従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条

1. 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。
2. 通常理事会は、毎年1回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ①会長が必要と認めたとき
 - ②会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - ③前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第38条

1. 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。
2. 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条

1. 当法人の資産は次のとおりとする。

- ①入会金および会費
- ②賛助会費
- ③事業にともなう収入
- ④資産からともなう収入
- ⑤寄付金品
- ⑥その他の収入

2. 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分をするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

8

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条

1. 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
3. 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、公益認定法という)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない、

(事業報告及び決算)

第47条

1. 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- ①事業報告
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書
- ⑤貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- ⑥財産目録

2. 前項第3号、第4号、第6号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合は、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ①監査報告書
 - ②会計監査報告
 - ③理事及び監事の名簿
 - ④理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - ⑤運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条

1. この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
2. 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第51条

1. 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条

- 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条

- 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附 則

(委任)

8

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(社)静岡県臨床工学技士会定款

(特別の利益の禁止)

第55条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることはできない。

(最初の事業年度)

第56条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第57条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1. 住所

氏名 安本晃司

2. 住所

氏名 五条敏和

3. 住所

氏名 千葉哲也

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。